

みよし市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準

1 趣旨

みよし市が一般競争入札により発注する建設工事において、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、資本関係又は人的関係がある者(以下「関係する会社」という。)同士の同一入札への参加を制限する基準を定めるものとする。

2 入札を無効とする基準

以下の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。)の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (4) 特別共同企業体の場合において、同一の特別共同企業体の構成員同士、他の特別共同企業体の構成員同士又は特別共同企業体の構成員と単体企業が上記(1)から(3)の関係する会社同士の場合は、当該構成員を含む特別共同企業体を上記(1)から(3)の関係する会社とみなす。ただし、市長が高度な技術を要する等の工事として、入札公告等において、同一の特別共同企業体の構成員同士の参加を認める場合を除く。

3 公告等への記載等

- (1) 競争参加資格として、基準に該当しない者であることを入札公告等に明示するものとする。
(2) 基準に該当する者の行った入札は無効とする旨を入札公告等に明示するものとする。

4 関係する会社の確認等

- (1) 入札参加資格審査申請を行う者（変更申請含む）は、入札参加資格審査申請書とともに、「資本関係又は人的関係に関する申告書」（別記様式）を市長に提出するものとする。
(2) 開札後における事後審査において、落札候補者に係る入札参加資格の確認を行う。
(3) 基準に該当する複数の者が当該入札に参加している場合は、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱う。ただし、基準に該当する者の一者を除く全てが入札書受付締切日時までに入札を辞退した場合には、残る一者が行った入札は有効として取り扱う。
(4) 上記において疑義が生じた場合は、市長は、入札参加者の全部又は一部の者に対し、追加資料の提出、事情聴取等を行うことができる。

5 基準に該当することが判明した場合の取扱い

- (1) 契約前に判明した場合
契約前に、基準に該当する複数の者が同一入札に参加したことが判明した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。当該複数の者のうちの一者が落札候補者又は落札者の場合は当該落札候補者又は落札者の資格を取り消すものとする。
(2) 契約後に判明した場合
虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、契約後にそのことが判明した場合は、基準に該当する双方の者は入札参加停止の対象とする。

6 留意事項

基準に該当する複数の者が、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

7 適用日

この基準は、令和8年4月3日以降に入札公告する案件から適用する。

みよし市長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

国土交通大臣 般
建設業許可番号 許可（ ー ）第 号
知事 特

資本関係又は人的関係のある者について、次のとおり申告します。

1. 資本関係のある者について

- ① 自社にとって親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの。以下同じ）の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

- ② 自社にとって子会社等（会社法第2条第3号の2の規定によるもの。以下同じ）の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

- ③ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

2. 人的関係のある者について

【役員兼任に関する事項】

役職名	フリガナ 氏名	兼任先の フリガナ 商号又は名称	兼任先の 建設業許可番号	兼任先での 役職	備考

<記載上の注意>

- ※1 自社と資本又は人的関係がある者について記載すること（申告書の提出が必要な事例を参照してください）。
- ※2 **親会社等は全ての業種を記載の対象とし、持株会社等（個人を含む）についても記載すること。**
子会社等は愛知県が発注する建設工事又は設計、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者（入札参加資格審査を申請する者）について記載すること。
- ※3 **役員兼任に関する事項は愛知県が発注する建設工事又は設計、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者（入札参加資格審査を申請する者）について記載すること。**
役職名には、代表取締役、取締役、執行役、業務執行社員、理事、管財人など該当する役職を記載すること。
- ※4 申告した内容に変更が生じた場合は、本様式に変更後の自社と資本又は人的関係がある者全てを記載のうえ提出してください。なお、全て解消された場合は、備考欄に「〇年〇月解消」と記載して提出してください。